

## 農機具や農業資材を再利用しませんか？

（一社）大玉村農業振興公社では現在利用していない農機具やハウス、農業資材などを村内の農家や法人が再利用できる取り組みとして【大玉村農機具等マッチング事業】を開始しました。

「使っていない農機具やハウスを誰かに譲りたい」など、有償・無償を問わずに譲渡を希望する方は、下記の関係書類ダウンロードから必要書類をダウンロードし、ご記入のうえ（一社）大玉村農業振興公社までご提出ください。

### 農機具等マッチング事業とは

これから農機具等（農機具及び施設）の売却または廃棄を検討している方から、その農機具を必要としている農業者へ有償・無償問わずに譲り渡す事業です。リサイクルできる仕組みを作ることで大玉村内農家の農業コスト軽減と資材の有効活用を目的とし、持続的な農業振興を目指します。

### 対象者

譲渡申込者（譲りたい人） → 大玉村内外の農家及び農業を営む法人

※譲渡申込者は、様式第1号及び2号をメールまたは来所により提出してください。

譲受希望者（譲られたい人）→ 大玉村内在住者の農家及び農業を営む法人

※譲渡情報が掲載された後にメールまたは来所により申込みください。

## 対象となる農機具等（例）

トラクター、田植え機、草刈り機、バインダー、ハーベスター、コンバイン、パイプハウス、電気牧柵など

## 事業の流れ

現在使用していない農機具やハウスの提供を希望する方は、申請書及び同意・誓約書を（一社）大玉村農業振興公社へ提出してください。

担当職員が現地で内容を確認し、申請内容に問題がなければ大玉村ホームページに掲載します。

譲受希望者は内容を確認後、（一社）大玉村農業振興公社から譲渡申請者の連絡先を確認のうえ直接連絡してください。譲渡物に問題がないことを現地にて確認し譲り受けるようにしてください。取引後、譲渡申込者は完了報告書を（一社）大玉村農業振興公社へ提出し取引完了となります。

## 注意事項

---

- ・（一社）大玉村農業振興公社は情報共有を行いますが、譲渡等に関する交渉は当事者間で行ってください。取引において発生したトラブル等については、譲渡申込者及び譲受希望者が責任を持って解決し、本社は一切の責任を負いません。
- ・譲渡申込者からの掲載内容を大玉村ホームページに掲載するのは1年間とします。
- ・譲渡申込者の申請内容に変更があった場合や譲渡が完了した場合は、速やかに必要書類を（一社）大玉村農業振興公社へ提出してください。